

市町村職員人材育成総合交付金交付要綱

〔平成 25 年 4 月 1 日〕
島根県市町村振興協会要綱第 16 号

(趣 旨)

第 1 条 社会情勢が急激に変化する中、本格的な人口減少社会の入り、市町村における行政課題は多様化かつ複雑化しており、職員の行政遂行能力の向上が急務となっている。

ついては、市町村の主体的な人材育成の取組への支援、及び職員自らが主体的に学び、資質向上・資格取得など通じて公務の職場でいきいきと活躍できる人材として成長していくため、研修の参加又は実施に要する経費について、予算の範囲内において市町村職員人材育成総合交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

(交付事業者等)

第 2 条 交付事業者、交付金の限度額、補助率及び交付金の対象とする経費については、次のとおりとする。

(1) 交付事業者

市町村

(2) 交付金の限度額

一市町村あたりの上限額は、次のとおりとする。ただし理事長が別に指定する研修を受講する場合はその受講に要する経費について、予算の範囲内において一市町村あたりの限度額に加算する。

職員数 100 人未満	50 万円以内
職員数 100 人以上 500 人未満	100 万円以内
職員数 500 人以上	200 万円以内

(3) 補助率

交付対象経費の 10 分の 10 以内

交付額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする

(4) 交付対象経費

別表 1 に掲げる研修につき、その内容に応じて次に掲げる経費。

- ア 職員を研修に派遣するために要した経費のうち主催者に支払う受講経費及び受講旅費
- イ 市町村及び市町村職員が自ら実施するために要する経費のうち別表 2 に掲げる経費

(交付金の交付申請)

第 3 条 交付金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（様式第 1 号）を（公財）島根県市町村振興協会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書には交付対象経費の事業計画に関する書類を添付しなければならない。

(交付金の交付決定)

第4条 理事長は、交付金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、すみやかに交付の決定をしなければならない。

(交付金の変更交付申請)

第5条 交付事業者は、次のいずれかに該当するときは、変更交付申請書（様式第2号）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 助成金対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(2) 助成金対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(3) 助成金対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項に規定する変更交付申請書には、変更の内容を説明する書類を添付しなければならない。

(交付金の概算払)

第6条 交付事業者は、概算払により交付金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

2 前項に規定する概算払請求書が提出され、その内容が適当であると認められるときは、理事長は交付事業者に対し、概算払できるものとする。

(実績報告)

第7条 交付事業者は、事業が完了したときは、すみやかに実績報告書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(交付金の確定及び交付等)

第8条 理事長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、交付すべき交付金の額を確定し、速やかに交付金を交付するものとする。ただし、第6条第2項により概算払を行った場合には、過不足を精算するものとする。

(帳簿等の整備)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、交付金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

第 2 条 (1) 関係

1. 市町村職員の研修の受講に関するもの		1 市町村あたり上限額 ・職員数 100 人未満 50 万円以内 ・職員数 100 人以上 500 人未満 100 万円以内 ・職員数 500 人以上 200 万円以内
(1) 研修専門機関が実施する研修 ただし、既に当協会が市町村に対して研修受講等の支援の対象としている研修を除く。	職員を派遣するために要した経費のうち、受講経費、受講旅費	
(2) (1) に掲げるものの他、関係機関が実施する職員の資質向上に資するもの及び喫緊の課題に対応するための研修		
(3) 職務に必要な資格取得のための研修		
(4) 市町村が相互に、また市町村と県が連携して行う広域的な研修		
2. 研修の開催に関するもの		別表 2 に掲げる経費
(1) 市町村自らが実施する職員向け研修	(2) 市町村長が認める職員自ら企画、実施する研修	
3. 理事長が特に必要と認めるもの		予算の範囲内において上記金額に加算する。
職員の資質向上に資するもので年度当初に理事長が指定する研修	職員を派遣するために要した経費のうち受講経費、受講旅費	

別表 2

第 2 条 (1) イ関係

対象経費
○謝金（講師や専門家への謝礼） ○旅費 ○委託料（原則として、事業の全部委託は認めない） ○使用料及び借り上げ料 ○通信運搬費 ○印刷製本費 ○情報・図書購入費 ○講演会等参加負担金（必要最小限度） ○その他事業に必要と認められる経費

様式第1号

番 号
年 月 日

(公財) 島根県市町村振興協会理事長 様

交付事業者名

年度市町村職員人材育成総合交付金交付申請書

このことについて、市町村職員人材育成総合交付金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付されたく申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業実施計画 別添（別紙交付金事業内訳書）のとおり

様式第2号

番 号
年 月 日

(公財) 島根県市町村振興協会理事長 様

交付事業者名

年度市町村職員人材育成総合交付金変更交付申請書

年 月 日付け、島振協第 号で交付決定のあった市町村職員人材育成総合交付金について、市町村職員人材育成総合交付金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- | | | |
|-------------|--------------------|---|
| 1 変更後交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 変更の理由及び内容 | 別添（別紙交付金事業内訳書）のとおり | |

様式第3号

番 号
年 月 日

(公財) 島根県市町村振興協会理事長 様

交付事業者名

年度市町村職員人材育成総合交付金概算払請求書

年 月 日付け、島振協第 号で交付決定のあった市町村職員人材育成総合交付金について、下記のとおり概算払されたく請求します。

記

1. 概算払請求額 金 千円

2. 交付決定及び交付状況

交付決定額 ア	受領済額 イ	今回請求額 ウ	差引残額ア－イ－ウ
円	円	円	円

3. 概算払請求の理由

4. 事業完了予定日

様式第4号

番 号
年 月 日

(公財) 島根県市町村振興協会理事長 様

交付事業者名

年度市町村職員人材育成総合交付金実績報告書

年 月 日付け、島振協第 号で交付決定のあった市町村職員人材育成総合交付金について、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 交付金実績額 金 円
- 2 事業実施状況 別紙交付金事業内訳書のとおり

令和 年度市町村職員人材育成総合交付金事業内訳書
市町村名()

(別紙)

No.	実施主体	研修名	開催場所	日程	受講者	経費内訳		交付事業に 要する経費 (A)+(B)		財源内訳	
								振興協会 補助金(A)	その他財源(B)		
1. 市町村職員の研修に関するもの											
① 研修専門機関が実施する研修											
					0			0	0		0
② その他の関係機関が実施する研修											
					0			0	0		0
③ 職務に必要な資格取得のための研修											
					0			0	0		0
④ 市町村が相互に、また市町村と県が連携して行う広域的な研修											
					0			0	0		0
2. 研修の開催に関するもの											
① 市町村自らが実施する職員向け研修											
					0			0	0		0
② 市町村長が認める職員自ら企画、実施する研修											
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()	()		()
					0			0	0		0
					()			()			